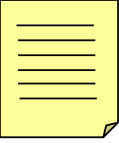
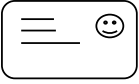
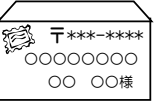
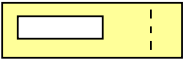



罹災証明書の郵便での請求について

《郵便での請求の際に準備していただくもの》

<p>① 交付申請書</p> 	<p>「罹災証明申請書」に、必要事項を記入してください。</p> <p>※ やむを得ず本人以外の方が請求される場合は、委任状を同封してください。</p>
<p>② 請求者本人確認書類(コピー)</p> 	<p>マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポートなど</p> <p>※ 裏面に変更事項の記載がある場合は両面をコピーしてください。 ※ 有効期限のあるものは、期限内のものでお願いします。 ※ 住民票や戸籍謄本は含まれません。 ※ 委任を受け代理で請求される場合は、代理の方の本人確認書類のコピーが必要です。</p>
<p>③ 返信用封筒</p> 	<p>返送先住所と氏名をご記入のうえ、返信用の切手を貼ってください。 ご自宅以外への返送も可能です。その場合は、交付申請書の余白にその旨を記入してください。</p>
<p>④ 定額小為替</p> 	<p>郵便局で購入できます。 手数料は、証明書1通につき300円です。 発行より6カ月以内のものを、無記名で切り取らずに送付してください。 ※ 切手は不可。</p>
<p>⑤ 委任状</p> 	<p>やむをえず本人以外の方が請求される場合は、必ず委任状(作成から3ヶ月以内の原本)を同封してください。代理人の本人確認のため、本人確認書類の写しを添付してください。 ※ ホームページに参考様式を掲載しています。 ※ 同一世帯の方が請求される場合は、委任状の代わりに同一世帯であることが分かる書類のコピーでも可。(例)請求者と証明の必要な方が、一緒に記載されている住民票や保険証</p>

《注意・お願い》

- ・ 必要書類等に不備・不足がある場合には、ご連絡させていただきます。
- ・ 電話、電子メール及びファックスによる請求は受け付けておりません。

《ご請求・お問い合わせ》

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
呉市役所収納課 税制グループ
0823-25-3199